

[啓発コーナー]

架空請求多発警報発令中!

架空請求が多発しています。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書
 訴訟番号い1234
 この度、貴方の未納されました総合消費料金について、運営会社から民事訴訟が提訴されましたので通知します。
 以降、下記の裁判取下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
 このまま御連絡がない場合、原告側の主張が全面的に認められ、裁判後に給与、動産・不動産の差し押さえが、裁判所執行官の立会の下、強制的に執行されますので、御了解ください。
 なお、民事訴訟及び裁判の取下げ等の御相談に関しましては、当方にて承っておりますので、下記相談窓口まで、御電話でご相談ください。
 その際は、裁判事例ですので、必ず御本人様が御連絡いただきますようお願いいたします。
 以上をもちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取下げ最終期限 平成29年〇〇月〇〇日

民事訴訟管理センター
 〒1234-5678
 東京都千代田区〇〇町〇〇丁目
 相談窓口 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 受付時間 09:00~16:00

こんなハガキが届いたら注意しましょう

「民事訴訟管理センター」を名乗る機関から左のような不審なハガキが届いたという相談が、本年4月以降、県消費生活センターに約100件寄せられてるアリ。

こんな相談事例があります

左のようなハガキが届き、裁判を起こすと書いてあったため、不安になり、ハガキに記載された相談窓口で電話連絡したところ、弁護士等を名乗る者を紹介され、その者に言葉巧みにコンビニでプリペイドカードを購入させられ、お金を支払ってしまったという事例などが発生しています。

対処方法を覚えましょう

このようなハガキが届いても、決して相手に連絡せず、お金を支払わずに無視してください。対処に困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談しましょう。



スマートフォンやパソコンへの架空請求メールも無視するアリ!

架空請求がメールで届いた場合、ほとんどの場合、請求者はメールアドレスしか知らないアリ。そのため、あわてて相手に電話を架けると、電話番号を知られたり、言葉巧みに個人情報聞き出されたりして、請求がエスカレートすることもあるので、十分、注意することが必要なんだアリ。

[生活情報コーナー]

家電製品を正しく使っていますか?

毎日何げなく使っている家電製品ですが使い方やお手入れ方法を誤ると、思わぬけがや火災につながるおそれがあります。
 あなたの家電製品の使い方をチェックしてみましょう!

- 電子レンジ庫内に食品カスなどを放置したまま加熱しない**
食品カスなどで汚れていると、その部分が炭化し発煙・発火のおそれがあるので定期的にお掃除してください。
- してはいけないこと**
必ず行うこと
- 電源プラグは定期的に掃除する**
差し込んだままの電源プラグに、ほこりや湿気がたまるおそれがあります。(トラッキング現象)
- エアコンは専用回線を使用する**
延長コードやテーブルタップを使用すると過熱して発煙・発火のおそれがあります。
- 電源コードは束ねて使用しない**
束ねたまま使用するとコードが過熱し、発火のおそれがあります。
- 電源コードの上に重いものを置かない**
コードが家具などの下敷きになっていると、コードの内部がショートして発火のおそれがあります。
- 異常な発熱や振動がある場合は、プラグを抜いて使用を止める**
発煙・発火のおそれがあります。
- タコ足配線はしない**
コンセントの定格容量を超え、発熱・発火のおそれがあります。

チェックしてみよう!

(一財)家電製品協会パンフレットから転載・加工

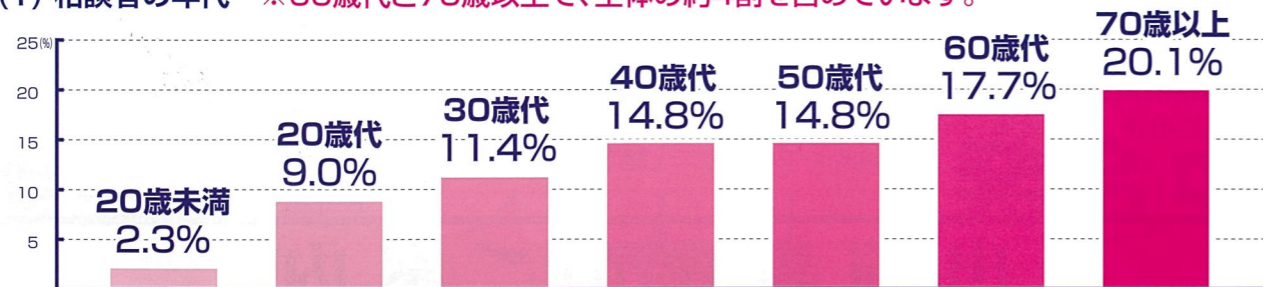
平成28年度 消費生活相談の概要

1 相談件数

平成28年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ416件(5.4%)減少し、**7,300件**でした。この他、市町村の消費生活相談窓口にも、約4,000件の相談が寄せられました。

2 苦情相談の状況

(1) 相談者の年代 ※60歳代と70歳以上で、全体の約4割を占めています。



(2) 苦情の多い主な品目

順位	品目	件数	主な相談内容
1(1)	放送・コンテンツ等	1,559(1,591)	情報サイト料金の不当請求
2(2)	レンタル・リース・貸借	387(431)	アパート退去時の敷金トラブル
3(4)	インターネット通信サービス	347(358)	インターネット回線の契約トラブル
4(3)	融資サービス	327(399)	多重債務・ヤミ金融
5(5)	商品一般	276(336)	ハガキ等による架空請求
6(7)	健康食品	217(197)	定期購入・解約時のトラブル

()内は、27年度

(3) 購入形態別の苦情件数

店舗以外での購入は、下記のとおりです。全体の約半数を占めています。

順位	品目	件数	主な相談内容
1	通信販売	2,342	放送・コンテンツ等、健康食品
2	訪問販売	704	新聞、放送・コンテンツ等
3	電話勧誘販売	521	インターネット通信サービス、健康食品
4	マルチ・マルチまがい取引	111	健康食品、化粧品
5	訪問購入	61	アクセサリ
6	その他無店舗販売 ※	46	移动通信サービス、飲料
7	ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	15	書籍・印刷物、DVD

※その他無店舗販売: 移動販売車、展示会等通常の店舗以外での販売

(4) 年代別の相談内容

全年代において「**放送・コンテンツ等**」(インターネットの利用料金不当請求等)に関する相談が最も多くなっています。

二番目に多いのは、20歳から40歳代では「レンタル・リース・貸借」(賃貸アパートの敷金等)、50歳代では「融資サービス」(多重債務)、60歳代では「インターネット通信サービス」(インターネット用回線の契約トラブル)、70歳以上では「健康食品」(定期購入・解約時のトラブル)となっています。

(5) 多重債務に関する相談の状況

多重債務に関する相談は年々減少しており、平成28年度は、前年度に比べ24件減少し、253件でした。

[お知らせコーナー]

最寄りの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

宮崎県消費生活センターのご案内

- 宮崎県消費生活センター(宮崎市江平西2丁目1番20号) ☎ 0985-25-0999(相談専用)
- 宮崎県消費生活センター都城支所(都城市北原町16街区1) ☎ 0986-24-0999(相談専用)
- 宮崎県消費生活センター延岡支所(延岡市本小路39番地3) ☎ 0982-31-0999(相談専用)

※電話相談 月～金曜日：午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く)
土曜日：午前9時～午後5時 (終了時刻の30分前までにお電話ください)

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、「出前講座」を行い注意を呼びかけています。「こんな手口が流行っていますよ」とか「契約するときはこんなことに気をつけてください」などのお話をさせていただいています。職場内の研修、高齢者クラブ、PTA、自治会、学校などでの学習にぜひご活用ください。原則として10名以上から承ります。受講料は無料です。県内どこへでも伺います。

詳しいことはお近くの消費生活センターまでお問い合わせください。

【消費生活センター】
☎ 0985-32-7171

【都城支所】
☎ 0986-24-0998

【延岡支所】
☎ 0982-31-0998

DVD・図書・パネル貸出のご案内

学校や地域での消費者教育・啓発活動を支援するため、各センターの窓口でDVD、図書、パネルなどの無料貸出を行っています。詳しい内容は消費生活センターのホームページをご覧ください。

DVDの主な種類

- ・悪質商法(高齢者向け)
- ・消費生活トラブル(若者向け)
- ・インターネット
- ・金融
- ・クレジット
- ・衣、食、住生活

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ?

Q 検索

